

平成29年1月19日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、19都道府県の28人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 19都道府県28人

(北海道3、宮城県1、栃木県1、群馬県1、埼玉県3、千葉県1、東京都1、神奈川県1、長野県1、岐阜県1、静岡県1、愛知県3、三重県1、大阪府3、岡山県1、広島県1、徳島県1、福岡県1、大分県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成29年1月31日